

5月18日第1回臨時会に提案する経済対策

1 地域企業経営継続支援事業費補助（家賃補助）【県補助事業に上乘せ】

〔補助対象者〕

中小企業のうち従業員50人以下の小売業、飲食業・宿泊業及びサービス業を営む者であってア又はイに該当するもの。

ア 売上が50%以上減少した市内事業者

イ 特措法に基づく要請に応じた事業者であって、今後売上の50%以上減少が見込まれる市内事業者

〔補助率〕

家賃全額（補助上限は10万円）（県基準は家賃の2分の1以内で県と市が4分の1ずつ負担するもの）

〔補助対象期間〕

令和2年4月から6月までの3か月間

〔問い合わせ先〕

商工観光課商工労政係（0195-74-2111 内線1316）

2 雇用調整助成金の上乗せ補助

〔補助対象者〕

国の雇用調整助成金を活用し、かつ、解雇をしなかった中小企業の事業主に対して県と市が支援するもの。

〔補助率〕

休業手当等の10分の1を県と市が補助

〔補助対象期間〕

令和2年4月1日から6月30日まで

〔問い合わせ先〕

商工観光課商工労政係（0195-74-2111 内線1316）

3 新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金【市単独事業】

〔補助対象者〕

中堅企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前同月比で50%以上減少している次のもの（国の持続化給付金の対象要件に該当するもの。）。

ア 小売業

イ 飲食店

ウ サービス業

〔補助額〕

20万円を給付

〔問い合わせ先〕

商工観光課商工労政係（0195-74-2111 内線1316）

4 固定資産税の軽減（令和2年4月30日専決）

〔軽減対象者〕

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が前年の同期間と比べて、30%以上減少している中小事業者等に対して、事業者が所有する、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税を2分の1又は全額軽減する。

〔対象課税年度〕

令和3年度課税分

〔問い合わせ先〕

税務課（0195-74-2111 内線 1135）